

避難所におけるペット対応マニュアル



令和5年9月

小牧市役所 市民生活部 防災危機管理課

避難所におけるペット対応マニュアルについて

○初めに

災害時には、何よりも人命が優先されます。

しかし、ペットは家族の一員であるという意識が根付いた昨今、災害時に自宅に置いてきたペットのために家に戻った飼い主が二次災害にあったり、避難所においてペット受入を拒否された飼い主が車中生活を余儀なくされたりした結果、エコノミークラス症候群に陥った事例がありました。

また、ペットを放浪状態のまま放置することで、住民への危害をもたらす恐れもあります。

これらの災害の教訓として、飼い主とペットが安全に避難するためには、まず飼い主自身の安全を確保することが大前提となります。

こうした状況を踏まえて、平成25年6月に環境省から「災害におけるペットの救護対策ガイドライン」（以下「環境省ガイドライン」という）が示されました。それを受けて、本市では今までペットは屋内ではなく屋外等で飼育する「同行避難」を主としてきましたが、一部の避難所においてはペットを連れた飼い主が、同室で生活する「同伴避難」ができる避難スペースを設けました。

そのため、各避難所において、円滑にペットと避難者を受け入れるとともに、ペットによる他の避難者の生活に及ぼす影響を最小限にするため、あらかじめ具体的な対応を検討しておく必要があります。

そこで、同行避難や同伴避難の内容を具体的に解説する「避難所におけるペット対応マニュアル」を作成し、避難所においての標準的な手順やルール等についてお示しします。

本マニュアルを参考に、各避難所運営委員会で話し合ってください、各避難所の実情に応じた受け入れ体制づくりを進めてください。

○対象となる動物

同行避難の対象となる動物、避難所で飼養できる動物は原則としてペット（愛がん動物又はコンパニオンアニマル）として飼養されている犬や猫、げっ歯類、鳥類などの比較的小型の動物です。

特定動物（ワニガメやニシキヘビ等）や特定外来生物（カミツキガメや

サソリ等) ※に指定された動物、大型の動物や多数の動物、その他特別な設備が必要な動物等、管理が困難な動物については、原則として避難所での受け入れはできません。仮に非常時に一時的に受け入れる場合でも、危機が去り次第、可能な限り速やかに移動させる必要があります。こういった動物については、飼い主が平時から受入先を定めておくことが重要です。

なお、身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)については、公共施設等での同伴が認められています。

※法令により飼養するには許可が必要であり、原則として許可された施設以外での飼養は禁止されていますが、非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って許可施設外で飼養することが認められています。

○ペットに対する対応(参考)

環境省ガイドラインで、同行避難と同伴避難について次のように記載されています。

<環境省ガイドライン(抜粋)【平成30年3月改訂】>

災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。同行避難とは、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。

なお、「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月内閣府)では、「同伴避難」という用語が用いられている。「同行避難」が、ペットとともに安全な場所まで避難する行為(避難行動)を示す言葉であるのに対して、「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼養管理すること(状態)を指す。

ただし、同伴避難についても、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要である。

自宅が安全であり、定期的にペットの世話をするために戻れる状況にあるのであれば、在宅避難も選択肢の一つです。その場合も、毎日のペットの食事の世話や健康状態の確認が大切です。

○災害発生直後（初動期）の対応

避難所運営委員会衛生班は、ペット同行または同伴避難者を避難所に受け入れ、同行または同行避難者による「飼い主の会」の立ち上げを指導します。

「飼い主の会」はペット同行または同伴避難者の受付を避難所運営委員会衛生班から引き継ぐとともに、ペット飼養スペースを設営します。

○ペット同行または同伴避難者の受付

- ① 避難所運営委員会衛生班は、受付における事故防止のため、まずペット同行または同伴避難者用受付窓口を設置します。
- ② ペット同行または同伴避難者を一般の避難者とは別の専用受付窓口に誘導します。

（一般避難者と同時に受け付けると混乱が生じるため）

- ③ ペット同行または同伴避難者用受付窓口で、避難者は「避難者受付簿」、「避難所利用者登録票」及び「避難所ペット受付票」を記載し、避難所運営職員は「避難所ペット受付票」の内容を「避難ペット一覧表」に記載し、管理します。
- ④ 受け入れが可能なペットの場合は、ペットの飼養について、飼い主の「共助」で運営する「飼い主の会」の一員となることや飼養ルール遵守の説明（チラシを配布）をします。また、飼い主は「ネームプレート」を作成し、ケージに掲示します。
- ⑤ 避難所の状況や特別な管理が必要等、受け入れが困難なペットについては、受け入れ可能な預け先へ預けることを前提として一時的な受け入れを行い、飼い主へ今後の流れについての説明を行います。
- ⑥ 同行避難の場合、衛生班は、ペットを飼養スペースへ移動させた後に、飼い主を一般避難所に案内します。同伴避難の場合は、ペットと一緒にペット同伴スペースに避難してもらいます。また、必要に応じてペット同行または同伴避難者用受付窓口での受付状況を一般の避難者用受付や避難所運営委員会に報告します。

補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬など）は、居室への同伴が必要となるので、避難所での受け入れ体制を整えましょう。

「飼い主の会」立ち上げ後は、受付を飼い主の会に引き継ぎます。

○「飼い主の会」立ち上げ

飼い主が協力してペットの飼養管理を行えるように、避難した飼い主全員で「飼い主の会」を立ち上げます。

- ① 避難所運営委員会衛生班の指導の下、飼い主全員から数名の代表者を選出します。
- ② 飼い主の会は、避難者や飼い主へのルールの周知や情報共有など、飼い主全員が協力してペットの管理が行えるよう活動します。
- ③ 飼い主の会は、ペット同行または同伴避難者用受付窓口の運営を衛生班から引き継ぎ、衛生班を通じて必要な情報を避難所運営委員会に報告します。
- ④ 代表者は、必要に応じて避難所運営委員会が開催するミーティングに出席します。
- ⑤ 飼い主の会においても、飼い主同士で情報を共有できるよう、定期的にミーティングを実施します。

○飼養スペースの設営

飼い主の会は、避難所運営委員会から指定された場所に以下のような方法で飼養スペースを設営します。

- ① 貼り紙や区画線などで飼養スペースを明確にする。
- ② 屋内では、床を汚さないようブルーシート等を敷いて、清掃しやすくする。（必要に応じてプライベートルームを設置する）
- ③ 飼い主の会の代表者の指示のもと、ペットの種類ごとになるべく分けて収容する。

- ④ 鳴きあったりストレス防止のため、ケージの周囲を段ボールやタオル等で覆い、仕切りを設置するとともに、適切な距離をとったり目隠しを行う。
- ⑤ 屋外に飼養スペースを作るときはテントやブルーシートを活用して、直射日光、雨や風よけの整備をする。
- ⑥ ケージ等に入れられないペットは、支柱等に繋ぎ止める。
- ⑦ 噛みつき事故防止のため、関係者以外の立ち入り禁止の表示をする。
- ⑧ 他の避難者の理解を得るため、飼養ルールを掲示して周知する。

○避難所での避難生活開始

ペットを飼養することで重要なのは「事故を起こさない」ことです。他人に対する注意だけでなく、飼い主自身もけがのないようにしましょう。

また、慣れない場所での生活は大きなストレスを生じ、他の避難者も含めて先行きが見通せず不安になり、ペットに関する対立が起きやすくなります。飼い主には他人に迷惑をかけない努力が必要となり、平時以上の配慮が求められます。

一方、他の避難者に対しては、避難所運営委員会が避難所でのペット飼養が「ペットのためではなく、飼い主の安全確保のため」の措置であること、時間の経過とともにペットの問題は解消してゆくことを十分に周知し、対立を回避する必要があります。

○飼養スペースでの維持管理

飼養ルールを守って管理を行い、周囲の人への配慮を忘れないようにしましょう。

動物は慣れない環境でストレスがたまり、逃げ出そうとすることもあります。災害時に逃げ出した動物を保護できる可能性は平時よりもずっと低くなります。また、逃げ出した動物によって事故が起こることもあ

ります。これらを防止するため、戸締りしている場所でケージを開ける、つなぎ留めた犬にリードを付ける際には、まずリードを2つつけて1つを外すなど逃げ出し防止を徹底しましょう。

事故防止のため、飼養スペースには、関係者及びボランティア等の協力者以外は立ち入らせないようにします。

同伴避難（飼い主とペットが同室で生活する）

大規模災害時には、市内9つの中学校、市民会館、3市民センターの13施設において、同伴避難（ペットを連れていない避難者と、ペットを連れた避難者が住み分けをした上で、避難所施設内で飼い主とペットが同居する）が可能となります。

地震時には市内40か所の指定避難所を同時に開設しますが、風水害時は被害等の状況によって順次避難所を開設するため、避難される際は、防災情報メールやホームページなどで開設している避難所を確認してから避難してください。

＜同伴避難ができる避難所＞

	施設名	住所
1	小牧中学校	堀の内四丁目30番地
2	小牧西中学校	西之島2200番地
3	味岡中学校	小松寺四丁目1番地
4	岩崎中学校	岩崎2588番地
5	篠岡中学校	篠岡二丁目28番地
6	北里中学校	下小針中島二丁目170番地
7	応時中学校	応時一丁目130番地
8	桃陵中学校	桃ヶ丘二丁目1番地
9	光ヶ丘中学校	光ヶ丘三丁目52番地
10	市民会館	小牧二丁目107番地
11	味岡市民センター	久保新町60番地
12	東部市民センター	篠岡二丁目23番地
13	北里市民センター	下小針中島二丁目130番地

※1 暴風警報発令時には、市民会館及び3市民センターの4施設が同伴避難できる避難所として開設します。

※2 医療救護所やボランティア支援センターが開設した際には、市民会館及び3市民センターへは同伴避難ができない場合があります。

◆◇◆ 業務フロー ◇◇◆

避難所開設指示

- ・ 災害対策本部より避難所の開設を指示する。



避難所開設

- ・ 避難スペース及び備品の確認、準備を行う。
- ・ 看板等を掲示する。
- ・ 災害対策本部へ開設を報告する。（一般用避難所及びペット避難所）

<ペット同伴避難所の準備品>

- ・ 受付用紙 「避難所 ペット受付票」、「避難ペット一覧表」
- ・ 飼育管理基本ルール（掲示用）
- ・ 看板 ・ 消毒用資材（消毒液、キッチンペーパー、手袋）
- ・ ごみ箱 ・ ごみ袋 ・ マスク ・ ブルーシート ・ 消臭剤
- ・ ペットフード（緊急用） ・ 水 ・ 間仕切り ・ 簡易ベッド など

※ ペットフードは動物によって様々のため、飼い主が日頃から準備しておく必要があります。（最低1週間分の準備をお願いします。）



入所受付

- ・ 同行避難か同伴避難かを確認する。
（同行避難の場合には同行避難の業務フロー（P11）を参照）
- ・ 同伴避難では、通常の受付に加え、「避難所 ペット受付票」にペットに関する情報を記入する。
- ・ 避難所運営者（避難所職員）は、「避難所 ペット受付票」の内容を「避難ペット一覧表」に記載し、管理する。
- ・ 避難者が「ネームプレート」を作成し、ケージ等に掲示する。
- ・ 避難所でのルール（※飼育管理基本ルール）を説明し、了承を得る。
- ・ 避難者報告時に災害対策本部へ報告する。

<確認事項、入手情報>

- ・ 飼い主の氏名及び緊急連絡先（避難所内の居場所等）
- ・ 動物の種類と特徴（性別、不妊去勢の有無、毛色 など）
- ・ 狂犬病予防注射接種の有無、混合ワクチン接種の有無
- ・ 病気の有無、かかりつけ動物病院名
- ・ ケージ等の有無（原則、ケージがない場合は同伴不可）



避難スペースへ誘導

- ・ 受付後、避難者及びペットを同伴避難スペースへ誘導する。

<同伴避難スペース>

	施設名	避難スペース
1	小牧中学校	金工室
2	小牧西中学校	金工室
3	味岡中学校	木工室
4	岩崎中学校	木工室
5	篠岡中学校	教材室
6	北里中学校	木工室
7	応時中学校	金工木工室
8	桃陵中学校	金工室
9	光ヶ丘中学校	金工室
10	市民会館	施設管理者が指定する場所
11	味岡市民センター	施設管理者が指定する場所
12	東部市民センター	施設管理者が指定する場所
13	北里市民センター	施設管理者が指定する場所

< 避難スペースでの対応 >

- ・原則、ケージ等での飼育とする。(ケージが無い場合は同伴不可)
- ・飼育場所は、動物種ごとに分ける。
- ・ペットの避難スペースはブルーシート等で養生する。
- ・塩素系漂白剤(動物用リセッシュ)等により消毒、消臭を実施する。
- ・飼い主以外の方が飼育スペースに立ち入らないようにする。



避難所開設中

避難スペースでは飼い主同士で助け合うとともに、避難所全体の運営にも参加する。

- ・「飼育管理基本ルール」を徹底する。
- ・物資、資機材の提供、補充を行う。
- ・相談や苦情等の対応をする。
- ・施設内の見回りを行う。
- ・ペットのトイレ場所等は、避難所運営委員会の指示に従う。



退所

- ・避難者による避難スペースの片付け、消毒を実施する。
- ・忘れ物を確認する。
- ・「避難ペット一覧表」に退所日を記入する。



避難所閉鎖

- ・避難所担当職員及び飼い主による施設の片付け、消毒を実施する。
- ・ごみの処理(後日、環境対策課が回収)を行う。
- ・災害対策本部へ閉鎖を報告する。

同行避難（ペットを屋内ではなく屋外等で飼育する）

市の指定するすべての避難所で、同行避難（避難者の生活場所とは別に、避難所敷地内にペット飼育場所を設置）は可能です。

屋外（屋根のあるスペース）等で飼育

【 車庫、自転車置き場、軒下、ピロティ 等 】

- ・ペットを必ずリードでつなぎ、他のペットとの距離をとる。
- ・ブルーシート等で囲いを作り、風雨をしのぐ。

◆◆◆ 業務フロー ◆◆◆

避難所開設指示

- ・災害対策本部より避難所の開設を指示する。



避難所開設

- ・避難スペース及び備品の確認、準備を行う。
- ・看板等を掲示する。
- ・災害対策本部へ開設を報告する。（一般用避難所およびペット避難所）

<ペット同行避難所の準備品>

- ・受付用紙 「避難所 ペット受付票」、「避難ペット一覧表」
- ・飼育管理基本ルール（掲示用）
- ・看板 ・消毒用資材（消毒液、キッチンペーパー、手袋）
- ・ごみ箱 ・ごみ袋 ・マスク ・ブルーシート
- ・消臭剤 ・ペットフード（緊急用） ・水 など



入所受付

- ・ 通常の受付に加え、「避難所 ペット受付票」にペットに関する情報を記入する。
- ・ 避難所運営者（避難所職員）は、「避難所 ペット受付票」の内容を「避難ペット一覧表」に記載し、管理する。
- ・ 避難者が「ネームプレート」を作成し、ケージ等に掲示する。
- ・ ペットをつなぐ場合には、その柱等にわかりやすくネームプレートを掲示する。
- ・ 避難所でのルール（※飼育管理基本ルール）を説明し、了承を得る。
- ・ 避難者報告時に災害対策本部へ報告する。

<確認事項、入手情報>

- ・ 飼育者の氏名及び緊急連絡先（避難所内の居場所等）
- ・ 動物の種類と特徴（性別、不妊去勢の有無、毛色 など）
- ・ 狂犬病予防注射接種の有無、混合ワクチン接種の有無
- ・ 病気の有無、かかりつけ動物病院名
- ・ ケージ等の有無



避難スペースへ誘導

- ・ 受付後、避難者及びペットを同行避難スペースへ誘導する。

<避難スペースでの対応>

- ・ 原則、ケージ等での飼育とする。ケージ等が無い場合は周囲に迷惑にならないよう係留する。
- ・ 飼育場所は、動物種ごとに分ける。
- ・ ペット飼育スペースはブルーシート等で養生する。
- ・ 塩素系漂白剤（動物用リセッシュ）等により消毒、消臭を実施する。
- ・ 飼い主以外の方が飼育スペースに立ち入らないようにする。



避難所開設中

- ・「飼育管理基本ルール」を徹底する。
- ・物資、資機材の提供、補充を行う。
- ・相談や苦情等の対応をする。
- ・施設内の見回りを行う。



退所

- ・避難者による避難スペースの片付け、消毒を実施する。
- ・忘れ物を確認する。
- ・「避難ペット一覧表」に退所日を記入する。



避難所閉鎖

- ・避難所担当職員及び飼い主による施設の片付け、消毒を実施する。
- ・ごみの処理（後日、環境対策が回収）を行う。
- ・災害対策本部へ閉鎖を報告する。

飼育管理基本ルール（共通）

＜避難所全体のルール＞

- ・避難所運営本部（施設管理者、避難所担当職員）の指示に従うこと。
- ・屋内では原則、ペットをケージ等に入れること。（※同伴避難の場合）
- ・ペットは飼い主が責任を持って世話をすること。
- ・ペットは指定された場所で飼育し、居室に入れないこと。
（※同行避難の場合）
- ・病気やアレルギーがある方も避難されていることに配慮し、避難者同士の「思いやり」の気持ちを欠かさないこと。

＜飼育スペースのルール＞

- ・建物の壁や床を破損したり汚したりしないよう気を付けること。
- ・給餌の時間を決めておき、終わったら片付けること。
- ・夜間はペットとのふれあいを控えること。
- ・定期的に清掃を行い、ニオイの発生防止に努めること。
- ・フンは確実に片付けること。

避難所の運営における確認リスト

給餌、ふれあい	<ul style="list-style-type: none"> ・時間 () ・場所 () ・被毛などゴミの廃棄場所 () ・廃棄方法 ()
散歩	<ul style="list-style-type: none"> ・時間 () ・場所 () <p>※他の居住者の動線と交わらないコースを指定</p>
排泄場所	<ul style="list-style-type: none"> ・場所 () ・排泄物の捨て場所 () ・捨て方 ()
避難中の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・散歩コース ・排泄場所 ・ペット飼育スペース <p>※担当者や清掃方法を決める</p>
フードの保管場所	<ul style="list-style-type: none"> ・個別 または 一括
退去時の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主が協力して元の状態に戻し、清掃し消毒する
鳴き声の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ケージ等に布をかけるなど動物を落ち着かせる ・吠える動物には段ボールなどで目隠しする ・係留場所、ケージの場所を工夫する
においの対策	<ul style="list-style-type: none"> ・餌は食べ残したらすぐに片付ける ・餌の袋の口はしっかり閉じる ・排泄物はビニール袋を二重にして、しっかり縛って捨てる
毛の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラシをかけて良い場所を指定する () ・居室に入る前に粘着ローラーやガムテープで衣服についた毛をとる

避難所 ペット受付票

飼い主情報		受付No.	※受付時に記入
氏名			
住所			
連絡先・携帯電話			
避難所での居室			

ペット情報					
動物名・種類	(例 犬・トイプードル)			毛色・特徴	
名前				年齢	歳
性別	オス・メス 不妊去勢済			体重	Kg
病気				かかりつけ 動物病院	動物病院
混合ワクチン	済・未	フィリア予防	済・未	狂犬病接種	済(月)・未
性格	人なつこい・大人しい・咬む・吠えるその他：				
自宅での飼育環境	屋外・室内・ケージ・出入り自由 その他：				
避難所で必要とする物	ケージ・フード その他：				
その他特記事項					

避難ペット一覧表

避難所名 ()

NO	入所日	退所日	飼い主氏名	ペット名	種類	性別	毛色・特長	飼い主居室場所	備考 (去勢済み等)
記入例	7月1日	7月10日	小牧 守	コロ	柴犬	オス・メス	茶色 金色の首輪	体育館	去勢済み
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

ネームプレート No. _____

動物名・種類 _____

毛色・特徴 _____

年齢・性別 _____ 歳 オス・メス 不妊去勢済

性格・注意事項 _____

飼い主氏名 _____

飼い主居室 _____

緊急連絡先 _____